

特集 2 もり 私たちの森林 ～もり 森林を守るために～

● 問合せ 農山漁村整備課林務水産係 (☎ 2591)

戦中・戦後の乱伐などで荒廃していた森林は、先人の努力により植林され、緑の再生がなされてきました。しかし、近年、森林への関心が薄れ多くの森林で管理が適切に行われていない状態となっています。森林は木材を生み出すほか、災害を防いだり、空気や水をきれいにしたり、海の魚を豊かにしたりと、さまざまな機能がありますが、このまま放置されてしまうと、これらの機能が失われる恐れがあります。今回の特集では、森林が持つ機能や森林を取り巻く現状のほか、新たに創設された『森林環境税』や森林の管理制度について紹介します。この機会に、森林について考えてみませんか。



森林のさまざまな機能

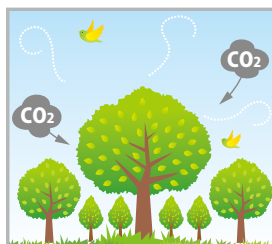
1 土壌で水を蓄え、洪水や土砂災害を防ぐ



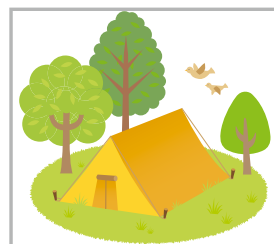
2 飲み水やきれいな空気を育む



3 CO₂を吸収して、温暖化をストップ



4 森林浴やレクリエーションの場



森林を守ることは、皆さんの生命を守ることにつながります

近年、関心が高まっている持続可能な開発目標『SDGs』^{エスディージーズ}においても、森林そのものが大きな役割を果たしています。

【抜粋】



炭素貯蔵

継続的に管理された森林は、二酸化炭素を貯め込むことで地球温暖化を緩和します。



森は海の恋人

豊かな森林が育んだ栄養分を含んだ水は、川を通じて海へ流れ、豊かな海を育みます。



生物多様性

さまざまな生き物が生息している森林を守ることは、生物多様性の保全につながります。

※SDGsとは、2030年までに達成すべき17の国際社会共通の目標です。貧困や飢餓などの問題から働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える課題が包括的に挙げられています。

森林を守る鍵は「適切な管理」

国内の森林の約4割を占める杉やひのきなどの人工林は、『間伐作業（間引き）』が必要です。間伐をしないと、枝葉が重なり、互いの成長を阻害して、細長い木になってしまいます。これでは、木材の価値が見込めないばかりか、山崩れや土砂の流出などの災害の原因にもなります。また、すべての木を伐採する『皆伐^{かいばつ}』も必要です。利用可能な木を伐採し、その跡に苗木を植え、森林の保育作業（下刈り、枝打ち、間伐など）を繰り返しながら木材の循環を図り、森林の恵みを絶やさないことが大切です。



↑ 間伐が必要な森林



↑ 間伐後（日光が地表まで差し込み、根張りが強くなる）

間伐により、林内が明るくなって下草が生え、太くて丈夫な木が育つ環境を保つことができます

森林を取り巻く状況と『森林環境税』・『森林環境譲与税』

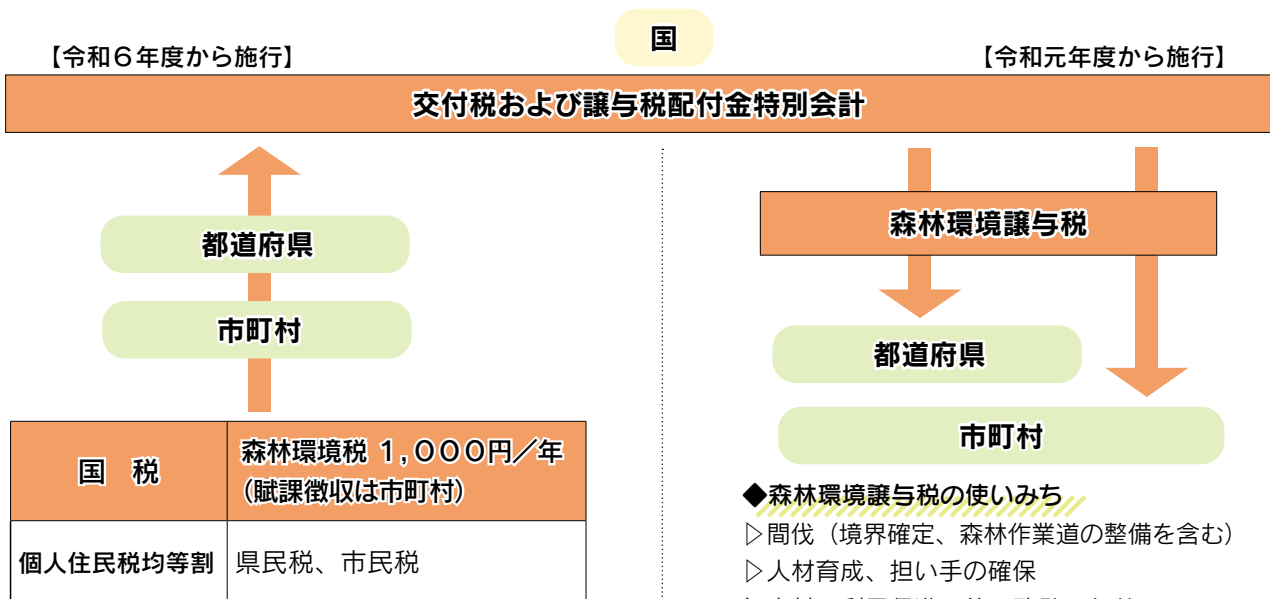
さまざまな機能がある森林ですが、終戦直後や高度経済成長期の伐採跡地に造林された人工林が多く、その半数が木材として利用可能な森林です。

一方、これまでの長引く林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われていない、伐採した後に植林がされていないという事態が発生しています。

このような状況の中、平成30年5月に成立した『森林経営管理法』を踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支えるという観点から、令和6年度から国税として課税される『森林環境税』が創設されました。

◆**森林環境税** 令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円を市町村が徴収します。

◆**森林環境譲与税** 国に一旦集められた森林環境税をもとに、市区町村と都道府県に譲与されます。喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林環境税の課税に先行して令和元年度から、市町村や都道府県に対して、譲与が開始されています。

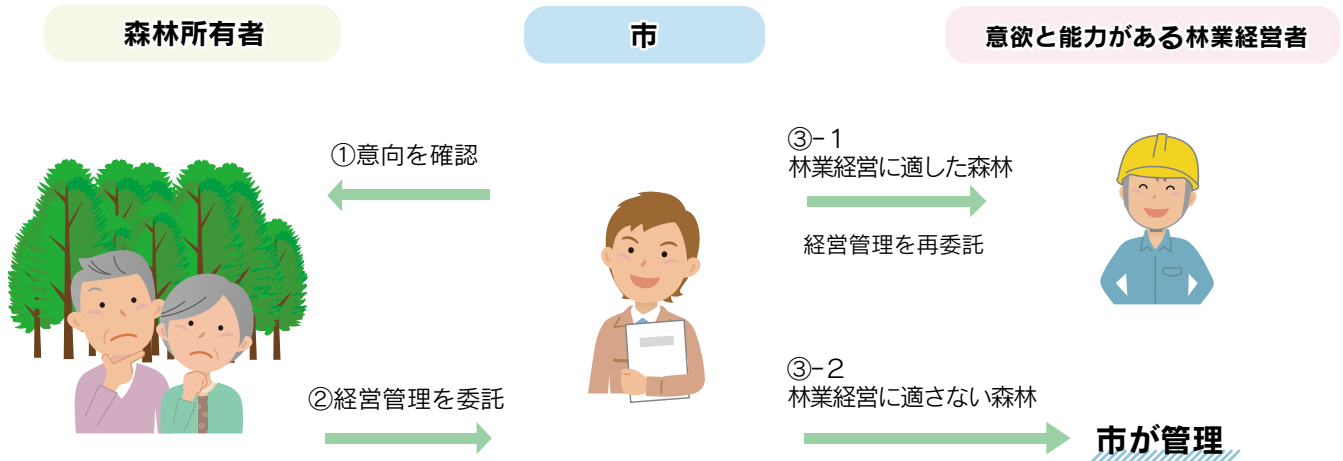


『森林経営管理制度』

～森林環境譲与税を活用した、森林整備を進めるための新たな取り組み～

国内の森林の半数以上は個人や会社が所有する『私有林』ですが、所有者自らが管理することが難しいため、適切な管理が行われていない森林が増えています。

そこで、新たに施行された『森林経営管理法』に基づき、市が所有者の委託を受け経営管理することや、所有者と事業者の仲介役を担うことで、林業経営の効率化と森林の適正管理を推進します。



※この制度は、所有者が自主的に行う森林管理を妨げるものではありません。

市の『森林経営管理制度』への取り組み

まず、市の面積における森林が占める割合をみてみましょう。市内の森林面積は、全体で約1万4,034 haあり、総土地面積（2万5,525 ha）の約55%にあたります。

また、このうち私有林（国有林を除く森林）の面積は、約1万2,514 haです。市内の私有林のうち、人工林が約6割を占めていることが分かります【グラフ1】。

■市では、令和元年度に森林の現況把握のため、調査を実施

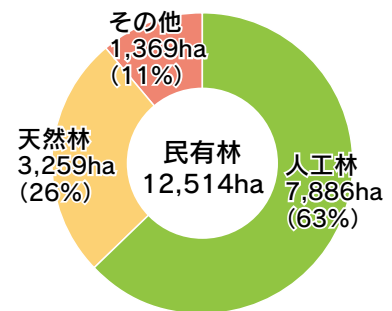
調査の結果、市内の私有林の中で経営管理（下刈り、枝打ち、間伐などの手入れ）が行われていない森林面積は、約56%あることが分かりました【グラフ2】。

森林経営管理法では、森林を適切に管理する義務は、森林所有者にあることが明記されています。その上で、市が森林所有者に経営管理の現状や今後の管理の見通しなどについて意向調査を実施し、自身での管理が難しく、市に委託を希望された人工林のうち、木材生産が難しい森林（林業経営に適さない森林）については、必要に応じて、市が間伐などの森林整備を行います。

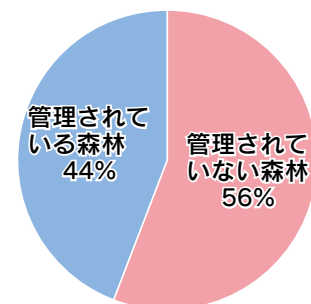
これまでの取り組み

- ◇令和元年度 市内全体の現況把握、意向調査（モデル地区）
- ◇令和2年度 森林の管理に関する計画の作成（モデル地区）
- ◇令和3年度 市による間伐などの実施（モデル地区）
次地区の意向調査

【グラフ1】私有林の面積と内訳



【グラフ2】市内の管理状況



私たちは、森林を守っています

森林施業を行う事業体にインタビュー

地域の森林を守り、災害に強い森林をつくる 林業は『やりがい』のある仕事です



伊万里西松浦森林組合
参事 池田 孝道 さん

当森林組合では、伊万里市・有田町の大切な森林を守り育てています。森林は、水源や河川の流域を通じて、林業はもちろん農業や漁業とも深く結びついています。しかし、手入れ不足から荒廃した山林が多く、このまま放置しておけば災害を引き起こす恐れがあります。このことから、多くの森林所有者から施行依頼が寄せられており、人材不足の現状の中『事前防災』、『減災』を考え、少数精鋭で懸命に森林整備を行っています。

今後も、保育間伐などの適切な森林保全と多様で健全な森林づくりを図り、併せて「この仕事をやってよかった」と誇りが持てる人材の育成・確保に取り組み、地域の森林の保全と木材需要の推進拡大に取り組んでいきます。

地域で活動している団体にインタビュー

地域の大切な森林を守り、 未来へ受け継いでいきます



東黒川林業研究グループ
会長 岩野 末廣 さん

私たち東黒川林業研究グループは、『後世に残せる山をつくろう』と平成10年に発足し、現在126人の会員で活動しています。私たちは、林業技術や林業経営の研究・改善を目的として、間伐作業や森林作業道作設研修、林業先進地視察研修などに積極的に参加し、林業技術を学んでいます。また、地域の子もたちを対象とした木育活動にも取り組んできました。現在、林業に携わる人が高齢となり、後継者がいない状況ですが、地域の大切な森林を守り未来へ受け継ぎ、子どもたちの健全な心を育むことを活動の柱として、今後も地域の皆さんの協力を得ながら、若い世代や子どもたちに森林への関心を高めてもらえるよう、取り組んでいきたいと考えています。

森林を守るために、新たな事業を検討し、取り組んでいきます。



農山漁村整備課
林務水産係長
馬場 芳史

これまでの長引く林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、森林への関心が薄れ、市内においても間伐などの森林整備が進んでいない状況です。

このような中、市では、『森林環境譲与税』を活用した森林経営管理制度に基づく事業に取り組んでおり、令和元年度は、市内の一部の森林所有者に意向調査をしました。これにより、森林所有者の皆さんが、森林について考える機会をつくることのできたのではないかと思います。今後も、森林所有者の皆さんに意向調査票が届いた際には、ご協力をお願いします。

さて、今月は、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する目的で制定された『山の日』があります。この機会に、森林の大切さを知り、森林を守るためにできることや森林資源の活用について、皆さんで考えてみませんか。

森林を守るためにできること ～各種制度を紹介します～

■家を建てようとする人は

県産木材使用の木造住宅新築費用に30万円を補助します。

【補助要件】

- ▷ 県認定の『県産木材地産地消の応援団』が取り扱う新築木材住宅
- ▷ 県産木材使用率が60%以上（構造材）かつ内装などに10㎡以上 など

● 問合せ先 一般社団法人佐賀県木材協会

(☎0952-236181)

■ 森林を所有している人は

森林の施業や保護など、森林所有者などが策定する実行管理計画に沿って森林施業をすると、間伐などの施業に対し、国・県の補助を受けられます。

※森林経営は事業所に委託することもできます。

● 相談先

- ▷ 伊万里西松浦森林組合 (☎23398)
- ▷ 株式会社伊万里木材市場 (☎202183)
- ▷ 伊万里農林事務所 (☎236158)

森・川・海つながりや森林資源の活用について、再確認してみませんか